

秋田県における福祉医療費給付事業に
係る請求方法及びレセプト等記載について
(社会保険分)

社会保険診療報酬支払基金秋田支部

目 次

	ページ
1. 保険医療機関・保険薬局の皆様へ	1
2. 診療(調剤)報酬請求書の記載方法について	2
3. 診療(調剤)報酬明細書の記載方法について	3
4. レセプトの記載及び計算事例について	
医科	
事例 1 : 医保・乳幼児(一部負担金1,000円未満の場合)の2者併用	4
事例 2 : 医保・乳幼児(一部負担金 なしの場合)の2者併用	
事例 3 : 医保・乳幼児(一部負担金1,000円の場合)の2者併用	5
事例 4 : 医保・乳幼児(一部負担金 なしの場合)の2者併用	6
事例 5 : 医保・乳幼児(一部負担金 なしの場合)の2者併用	7
事例 6 : 医保(上位所得者)・乳幼児(一部負担金1,000円の場合)の2者併用	8
事例 7 : 医保・精神・重度心身障害(児)者(一部負担金 なしの場合)の3者併用 (全額更正医療対象の場合)	9
事例 8 : 医保・精神・重度心身障害(児)者(一部負担金 なしの場合)の3者併用 (精神通院医療対象と精神通院医療対象外が混在する場合)	10
事例 9 : 医保・小児慢性・乳幼児(一部負担金1,000円の場合)の3者併用 (全額小児慢性医療対象で、小児慢性の自己負担額が2,750円の場合)	11
事例10 : 医保・小児慢性・乳幼児(一部負担金 なしの場合)の3者併用 (全額小児慢性医療対象で、小児慢性の自己負担額が2,750円の場合)	12
事例11 : 医保・小児慢性・乳幼児(一部負担金1,000円の場合)の3者併用 (全額小児慢性医療対象の場合)	13
事例12 : 医保・小児慢性・乳幼児(一部負担金1,000円の場合)の3者併用 (小児慢性医療対象と小児慢性医療対象外が混在し、小児慢性の自己負担額が2,750円の場合)	14
事例13 : 医保・感染結核・重度心身障害(児)者(一部負担金 なしの場合)の3者併用	15
事例14 : 医保・乳幼児(一部負担金1,000円の場合)の2者併用 (特定疾病療養受療証の提示がある場合)	16
事例15 : 医保・小児慢性・重度心身障害(児)者の3者併用 (全額小児慢性医療対象の場合)	17
歯科	
事例 1 : 医保・重度心身障害(児)者(一部負担金 なしの場合)の2者併用	18
事例 2 : 医保・乳幼児(一部負担金1,000円未満の場合)の2者併用	
調剤	
事例 1 : 医保・乳幼児(一部負担金1,000円の場合)の2者併用	19
事例 2 : 医保・乳幼児(一部負担金 なしの場合)の2者併用	
5. 福祉医療受給者証負担者番号一覧(平成22年8月診療分以降)	20

1. 保険医療機関・保険薬局の皆様へ

秋田県内各市町村が実施する福祉医療費の請求について
平成22年8月診療分(9月提出分)より、社会保険分は併用
レセプトで支払基金に提出してください。

このたび、平成22年8月診療分(9月提出分)から県内の各市町村が実施する福祉医療費給付事業(以下、「福祉医療費」という。)の審査・支払事務を社会保険診療報酬支払基金秋田支部で受託することとなりましたので、お知らせいたします。

社会保険に係る福祉医療費の請求は、現在、複写式請求書をもって秋田県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)へ請求していただいておりますが、平成22年8月診療分(9月提出分)からは、併用レセプトとして社会保険診療報酬支払基金秋田支部へ請求していただくこととなります。(国民健康保険及び後期高齢者医療に係る福祉医療費の請求先は、併用レセプトにより従来どおり国保連合会に提出してください。)

また、「平成22年7月診療以前分(月遅れ請求(未請求・再請求)・過誤)」の請求については、従来どおり国保連合会へ提出してください。

ただし、国保連合会への提出は平成23年2月受付までとなり、平成23年3月受付以降は提出先が社会保険診療報酬支払基金秋田支部に変わりますので、月遅れ請求等がある場合は、できる限り早期に国保連合会へ提出していただきますようお願いいたします。

なお、福祉医療費診療報酬の支払につきましては、他の診療報酬と併せた振込となります。

◇ 受託対象となる福祉医療費給付事業

対 象 者	法別番号
高 齢 身 体 障 害 者	7 2
重 度 心 身 障 害 (児) 者	7 3
乳 幼 児 (未 就 学 児)	7 4
ひ と り 親 (母 子) 家 庭 の 児 童	7 5
ひ と り 親 (父 子) 家 庭 の 児 童	7 6
市 町 村 単 独 拡 大 分	8 0

2. 診療(調剤)報酬請求書の記載方法

【1枚目】

平成 年 月分診療報酬請求書(医科・歯科 入院・入院外併用)
別記 殿

医療機関コード
保険医療機関の
所在地及び名称

下記のとおりに請求します。 平成 年 月 日 開設者氏名 印 入・外

区 分	療 養 の 給 付				食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			
	件数	診療実日数	点数	一部負担金	件数	回数	金額	標準負担額
(中略)								
医保 と公費の併用								
医保単独	01 (協)							
	02(船) 職務上							
	03 (日) 職務外							
	04 (日雇)							
	31~34(共) 下船3月							
	一般							
	06 (組)							
	63・72~75 (退)							
小 計								

(以下略)

請求書1枚目の該当種別の「医保 と公費の併用」欄に請求件数等の記載をお願いします。
(国の公費負担医療に係る請求書の記載方法と同様です。)

【2枚目】

請求書2枚目の「公費と医保の併用」欄の空白行に法別番号等を記載のうえ
請求件数等の記載をお願いします。(括弧内は省略可。)

区 分	併 用	給 付			食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			
		件数	点数	一部負担金 (控除額)	件数	回数	金額	標準負担額
公費と医保の併用	12(生保)							
	10(感染症37の2)							
	74(乳幼児)							
	75.76(ひとり親)							
	72・73(高齢・重度)							
80(市町村)								
公費と公	12(生保)							
	10(感染症37の2)							

(以下略)

3. 診療(調剤)報酬明細書の記載方法

支払基金へレセプトを提出される場合は、国の公費負担医療と同様に併用分レセプトで提出願います。

支払基金へ併用分レセプトを提出される場合の記載について、再周知いたします。

福祉医療費に係る一部負担金がない法別74・80以外の場合は、一部負担金額欄は空欄でも差し支えありません。

なお、法別74・80で、一部負担金がない場合は、一部負担金額欄は空欄ではなく「0」を記載願います。

福祉医療費に係る患者負担額の記載については、上限額未満の場合は、1円単位を記載します。

国の公費負担医療との併用で、医療保険と国の公費負担医療が異なる場合は、福祉医療費の請求点数は空欄ではなく総医療費の点数を記載します。

福祉医療費に国の公費により請求金額が生じない場合は、公費負担者番号等の記載については必要ありません。

食事療養費及び生活療養費については、福祉医療費の助成対象外のため「0」を記載します。

公費負担者番号欄に記載ができない場合(4者併用等)は、摘要欄に「公費負担者番号」、「受給者番号」、「実日数」、「請求点数」及び「負担金」を記載します。

摘要欄への「乳」、「障」及び「ひ」等の記載は必要ありません。

オンライン請求・レセプト電算処理システム導入医療機関は、記録条件仕様どおりの記録となりますが食事・生活療養費が医療保険において発生している場合は、福祉医療費分食事・生活療養費回数及び合計金額に必ず「0」を記載する必要があること並びに患者負担額はすべて1円単位で記録することにご留意願います。

なお、記録方法等についてはメーカー、ディーラー等にご照会願います。

〈お問い合わせ先〉

レセプトの記載について

社会保険診療報酬支払基金 秋田支部

事業管理課

TEL 018 - 836 - 6501 (内 310・311)

(1) 医科

【事例1】

医保・乳幼児(一部負担金 1,000円未満の場合)の2者併用 (6歳未満2割負担)

-		-		保険者番号				
公負	7405	公受		特記事項	診 療 実 日 数	保	1	日
公負		公受						日
公負		公受						日
療 保 費 給 付	請 求 点	決 定 点	一部負担金額 円	減額 割(円)免除・支払猶予	高額療養費 円	公費負担点数 点	公費負担点数 点	
	615							
	点	点	615	円				
	点	点	円					

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
615点×8割=4,920円
- ・乳幼児
615点×2割×5割=615円
- ・患者負担
615点×2割×5割=615円

【事例2】

医保・乳幼児(一部負担金 なしの場合)の2者併用 (6歳未満2割負担)

-		-		保険者番号				
公負	7405	公受		特記事項	診 療 実 日 数	保	1	日
公負		公受						日
公負		公受						日
療 保 費 給 付	請 求 点	決 定 点	一部負担金額 円	減額 割(円)免除・支払猶予	高額療養費 円	公費負担点数 点	公費負担点数 点	
	3,000							
	点	点	0	円				
	点	点	円					

「0」を記載します。

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
3,000点×8割=24,000円
- ・乳幼児
3,000点×2割=6,000円
- ・患者負担
0円

【事例3】

医保・乳幼児(一部負担金 1,000円の場合)の2者併用 (6歳未満2割負担)

				保険者番号				
公負	7405	公受		特記事項		診療 実日 数	保 15 日	
公負		公受					日	
						日		
療 養 の 公 給 付	請求点	決定点	負担金額 円	食 事 ・ 生 活 療 養	回数	請求円	決定円 (標準負担額) 円	
	20,000				保険	45	29,550	11,700
			減額 割(円)免除・支払猶予 1,000		公	0	0	0
				公	回			

食事療養費については、助成対象外のため「0」を記載します。

【療養の給付の請求金額】
 (療養の給付)
 ・医療保険
 $20,000 \text{点} \times 8 \text{割} = 160,000 \text{円}$
 ・乳幼児
 $20,000 \text{点} \times 2 \text{割} - \text{公 負} 1,000 \text{円} = 39,000 \text{円}$
 ・患者負担
 1,000円

(食事療養費)
 ・医療保険
 $29,550 \text{円} - 11,700 \text{円} = 17,850 \text{円}$
 ・乳幼児
 0円
 ・患者負担
 11,700円

【事例4】

医保・乳幼児(一部負担金 なし場合)の2者併用 (6歳未満2割負担)

-		-		保険者番号																	
公負	7405	公受		特記事項	<table border="1"> <tr> <td>診</td> <td>保</td> <td>15</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>療</td> <td></td> <td></td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>実</td> <td></td> <td></td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td>日</td> </tr> </table>	診	保	15	日	療			日	実			日	日			日
診	保	15	日																		
療			日																		
実			日																		
日			日																		
公負		公受																			

療養の給付	請求点	決定点	負担金額 円	保険回数	請求円	決定円	(標準負担額) 円
	点	点	円		円	円	円
医療保険	20,000			45	29,550		11,700
公給			減額 割(円)免除・支払猶予 0	0	0		0
公付							

食事療養費については、助成対象外のため「0」を記載します。

【療養の給付の請求金額】
 (療養の給付)
 ・医療保険
 20,000点 × 8割 = 160,000円
 ・乳幼児
 20,000点 × 2割 = 40,000円
 ・患者負担
 0円

(食事療養費)
 ・医療保険
 29,550円 - 11,700円 = 17,850円
 ・乳幼児
 0円
 ・患者負担
 11,700円

【事例5】

医保・乳幼児(一部負担金 なしの場合)の2者併用 (6歳未満2割負担)

				保険者番号			
公負	7405	公受		特記事項		診療実日数	
公負		公受				30 日	
						日	
						日	
療養の給付	請求点	決定点	負担金額 円	回数	請求円	決定円	(標準負担額 円)
	100,000		減額 割(円)免除・支払猶予 0	90	59,100		23,400
	点	点	円	回	円	円	円
公	点	点	円	回	円	円	円
付	点	点	円	回	円	円	円

「0」を記載します。

食事療養費については、助成対象外のため「0」を記載します。

【療養の給付の請求金額】

(療養の給付)

・医療保険

1,000,000円-87,430円=912,570円

(高額療養費 100,000点×2割-87,430円=112,570円)

・乳幼児

87,430円

{80,100円+(1,000,000円-267,000円)×0.01}

・患者負担

0円

(食事療養費)

・医療保険

59,100円-23,400円=35,700円

・乳幼児

0円

・患者負担

23,400円

【事例6】

医保(上位所得者)・乳幼児(一部負担金 1,000円の場合)の2者併用 (6歳未満2割負担)

-		-		保険者番号			
公負	7405	公受		特記事項		診 保 30 日	
公負		公受		17上位		療 日	
						日	
						日	
療 保 の 給 付	請求点	決定点	負担金額 円	回	請求円	決定円	(標準負担額 円)
	100,000		87,430	90	59,100		23,400
	点	点	円	回	円	円	円
			減額・割・免除・支払猶予	食 療 費			
			1,000	0	0		0
			円	公 回	日	円	円

食事療養費については、助成対象外のため「0」を記載します。

限度額適用認定証等の提示をされた場合であっても、一律一般の所得区分で計算し、一部負担金の記載が必要となります。
(国保連合会の記載とは、一部異なりますのでご注意ください。)

- 【療養の給付の請求金額】
- (療養の給付)
- ・医療保険
 - 1,000,000円-87,430円=912,570円
 - (高額療養費 100,000点×2割-87,430円=112,570円)
 - ・乳幼児医療
 - 87,430円-公 負1,000円=86,430円
 - {80,100円+(1,000,000円-267,000円)×0.01}
 - ・患者負担
 - 1,000円
- (食事療養費)
- ・医療保険
 - 59,100円-23,400円=35,700円
 - ・乳幼児医療
 - 0円
 - ・患者負担
 - 23,400円

【事例7】

医保・精神・重度心身障害(児)者(一部負担金 なしの場合)の3者併用 (家族3割負担)
(全額更生医療対象の場合)

-	-	-	保険者番号			
公負	2105	公受	特記事項	診療 実日数	保	2日
公負	7305	公受				日
					日	
療 養 の 給 付	請 求 点	決 定 点	一部負担金額 円			
	5,000		減額 割(円)免除・支払猶予			
			5,000 円			
	点	点		高額療養費 円	公費負担点数 点	公費負担点数 点

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
5,000点 × 7割 = 35,000円
- ・更生医療
5,000点 × 3割-公 負5,000円 = 10,000円
- ・重度心身障害(児)者
5,000円
- ・患者負担
0円

【事例8】

医保・精神・重度心身障害(児)者(一部負担金 なしの場合)の3者併用 (家族3割負担)
(精神通院医療対象と精神通院医療対象外が混在する場合)

-	-	-	保険者番号			
公負	2105	公受	特記事項	診療 実日数	保	2日
公負	7305	公受				日
					日	
療 養 の 給 付	請求点	決定点	一部負担金額 円			
	5,000		減額 割(円)免除・支払猶予			
	3,000		3,000			
	5,000		0	療養費 円	公費負担点数 点	公費負担点数 点

「0」を記載します。

総点数を記載します。

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
5,000点 × 7割 = 35,000円
- ・更生医療
3,000点 × 3割 - 公 負3,000円 = 6,000円
- ・重度心身障害(児)者
(5,000円 - 3,000円) × 3 + 公 負3,000円 = 9,000円
- ・患者負担
0円

【事例9】

医保・小児慢性・乳幼児(一部負担金 1,000円の場合)の3者併用 (6歳未満2割負担)
 (全額小児慢性医療対象で、小児慢性の自己負担限度額が2,750円の場合)

	請求点数	(52)小児慢性医療に係る患者負担額	(74)乳幼児時医療費に係る患者負担額
1 日目	2,000点	2,750円	1,000円
2 日目	3,000点	0円	0円

-	-	-	保険者番号													
公負	5205	公受	特記事項	<table border="1"> <tr> <td>保</td> <td>2 日</td> </tr> <tr> <td>診</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>療</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数</td> <td></td> </tr> </table>	保	2 日	診	日	療	日	実		日		数	
保	2 日															
診	日															
療	日															
実																
日																
数																
公負	7405	公受	18一般													

療 保 費 給 付	請求点	決定点	一部負担金額 円			
	5,000			減額 割(円)免除・支払猶予		
	点	点	円			
			2,750			
	点	点	円	高額療養費 円	公費負担点数 点	公費負担点数 点
			1,000			

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
 $5,000\text{点} \times 8\text{割} = 40,000\text{円}$
- ・小児慢性医療
 $5,000\text{点} \times 2\text{割} - \text{公 負} 2,750\text{円} = 7,250\text{円}$
- ・乳幼児医療
 $2,750\text{円} - \text{公 負} 1,000\text{円} = 1,750\text{円}$
- ・患者負担
 $1,000\text{円}$

【事例10】

医保・小児慢性・乳幼児(一部負担金 なしの場合)の3者併用 (6歳未満2割負担)
 (全額小児慢性医療対象で、小児慢性の自己負担限度額が2,750円の場合)

				保険者番号	
公負	5205	公受		特記事項	
公負	7405	公受		18 一般	
				診	保 2 日
				療	日
				実	日
				日	
療 保 費 の 公 給 付	請求点	決定点	一部負担金額 円		
	2,000		減額 割(円)免除・支払猶予		
	点	点	円		
			2,750	「0」を記載します。	
	点	点	円	療養費 円	公費負担点数 点
			0		公費負担点数 点

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
 $2,000 \text{点} \times 8 \text{割} = 16,000 \text{円}$
- ・小児慢性医療
 $2,000 \text{点} \times 2 \text{割} - \text{公 負} 2,750 \text{円} = 1,250 \text{円}$
- ・乳幼児
 $2,750 \text{円}$
- ・患者負担
 0円

【事例11】

医保・小児慢性・乳幼児(一部負担金 1,000円の場合)の3者併用 (6歳未満2割負担)
(全額小児慢性医療対象の場合)

-	-	-	保険者番号					
公負	5205	公受	特記事項	17上位	診療 実日数	保	30	日
公負	7405	公受						日
療 養 の 公 給 付	請求点	決定点	負担金額 円	食 事 ・ 生 活 療 養 費	回	請求円	決定円	(標準負担額) 円
	100,000		155,000 <small>減額 割(円) 免除・支払猶予</small>		90	59,100		23,400
			23,100		90	59,100		23,400
			1,000		0	0		0

省略して差し支えありません。

【療養の給付の請求金額】

(療養の給付)

・医療保険

1,000,000円-負155,000円=845,000円

(高額療養費 100,000点×2割-負155,000円=45,000円)

・小児慢性医療

155,000円-公 負23,100円=131,900円

・乳幼児

負23,100円-公 負1,000円=22,100円

・患者負担

1,000円

(食事療養費)

・医療保険

59,100円-23,400円=35,700円

・小児慢性医療

23,400円

・乳幼児

0円

【事例12】

医保・小児慢性・乳幼児(一部負担金 1,000円の場合)の3者併用 (6歳未満2割負担)
 (小児慢性医療対象と小児慢性医療対象外が混在し、小児慢性の自己負担限度額が2,750円の場合)

	小児慢性医療対象点数	小児慢性医療対象外点数	(52)小児慢性医療に係る患者負担額	(74)乳幼児時医療費に係る患者負担額
1 日目	600点	250点	1,200円	850円
2 日目	500点	250点	1,000円	150円
3 日目	300点	100点	550円	0円

-		-		保険者番号	
公負	5205	公受		特記事項	診療 日数 保 3日 日 日
公負	7405	公受			
療養の給付	請求点	決定点	一部負担金額 円	高額療養費 円	
	2,000		減額 割(円)免除・支払猶予 円		
	1,400		2,750		
	2,000	総点数を記載します。	1,000		

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
 $2,000\text{点} \times 8\text{割} = 16,000\text{円}$
- ・小児慢性医療
 $1,400\text{点} \times 2\text{割} - \text{公 負} 2,750\text{円} = 50\text{円}$
- ・乳幼児
 $(2,000\text{点} - 1,400\text{点}) \times 2\text{割} + \text{公 負} 2,750\text{円} - \text{公 負} 1,000\text{円} = 2,950\text{円}$
- ・患者負担
 $1,000\text{円}$

【事例13】

医保・感染結核・重度心身障害(児)者(一部負担金 なしの場合)の3者併用 (家族3割負担)

	感染結核対象点数	感染結核対象外点数	患者負担額
1 日目	1,000点	500点	0円
2 日目		200点	0円
3 日目		300点	0円

-		-		保険者番号		
公負	1005	公受		特記事項	診療 実日数 3 日 日 日	
公負	7305	公受				
療 養 の 公 給 付	請求点	決定点	一部負担金額 円	減額 割(円)免除・支払猶予		
	2,000					
	1,000 点					
	2,000 点		0 円	療養費 円	公費負担点数 点	公費負担点数 点

「0」を記載します。

総点数を記載します。

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
2,000点×7割=14,000円
- ・感染結核
1,000点×2.5割=2,500円
- ・重度心身障害(児)者
(2,000点-1,000点)×3割+(公 1,000点×0.5)=3,500円
- ・患者負担
0円

【事例14】

医保・乳幼児（一部負担金 1,000円の場合）の2者併用（6歳未満2割負担）
 （特定疾病療養受療証の提示がある場合）

-	-	-	保険者番号			
公負	7405	公受	特記事項	診療 実日数	保	1日
公負		公受	02長			日
						日
療 養 の 給 付	請求点	決定点	一部負担金額 円			
	10,000		減額 割(円)免除・支払猶予			
			1,000			
	点	点	円	高額療養費 円	公費負担点数 点	公費負担点数 点

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
 $10,000\text{点} \times 10\text{割} - 10,000\text{円} = 90,000\text{円}$
 (高額療養費 $10,000\text{点} \times 2\text{割} - 10,000\text{円} = 10,000\text{円}$)
- ・乳幼児
 $10,000\text{円} - \text{公 負}1,000\text{円} = 9,000\text{円}$
- ・患者負担
 1,000円

【事例15】

医保・小児慢性・重度心身障害(児)者の3者併用 (6歳未満2割負担)
 (全額小児慢性医療対象の場合)

				保険者番号	
公負	5205	公受		特記事項	
公負		公受		18一般	
				診療実日数	2日
					日
					日
療 保 の 給 付	請求点	決定点	一部負担金額 円		
	5,000		減額 割(円)免除・支払猶予	負担金なし。	
	点	点	円	0	
	点	点	円	高額療養費 円	公費負担点数 点
	点	点	円		公費負担点数 点

重度心身障害(児)者への請求金額が生じないため、公費負担者番号等の記載は不要です。

- 【療養の給付の請求金額】
- ・医療保険
 $5,000\text{点} \times 8\text{割} = 40,000\text{円}$
 - ・小児慢性医療
 $5,000\text{点} \times 2\text{割} = 10,000\text{円}$
 - ・患者負担
 0円

(2) 歯科

【事例1】

医保・重度心身障害(児)者(一部負担金なしの場合)の2者併用(本人3割負担)

-		-		保険者番号	
公負	7305	公受		特記事項	
				診療 実日数	1日(日)
摘要				公費分 点数	請求 点数
				患者負担額 (公費)	800円
				高額療養費	0円
				合計	1,000点
				決定	1,000点
				一部負担 金額	0円
				減額 免除・支払猶予	0円

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
1,000点×7割=7,000円
- ・重度心身障害(者)医療
1,000点×3割=3,000円
- ・患者負担
0円

【事例2】

医保・乳幼児(一部負担金1,000円未満の場合)の2者併用(6歳未満2割負担)

	請求点数	乳幼児時医療費に係る患者負担額
1日目	600点	600円
2日目	200点	200円

-		-		保険者番号	
公負	7405	公受		特記事項	
				診療 実日数	2日(日)
摘要				公費分 点数	請求 点数
				患者負担額 (公費)	800円
				高額療養費	0円
				合計	800点
				決定	800点
				一部負担 金額	0円
				減額 免除・支払猶予	0円

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
800点×8割=6,400円
- ・乳幼児
800点×2割×5割=800円
- ・患者負担
800円

(3) 調剤

【事例1】

医保・乳幼児(一部負担金1,000円の場合)の2者併用 (6歳未満2割負担)

-		-		保険者番号			
公負	7405	公受		特記事項	保 1回	受 回 回数	回
公負		公受					
公		公					
請求点	2,000	決定点		一部負担金額 円	調剤基本料 点	時間外等加算 点	薬学管理料 点
				減額 割(円)免除・支払猶予			
公				1,000			
公							

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
2,000点 × 8割 = 16,000円
- ・乳幼児医療
2,000点 × 2割 - 公 負1,000円 = 3,000円
- ・患者負担
1,000円

【事例2】

医保・乳幼児(一部負担金 なしの場合)の2者併用 (6歳未満2割負担)

-		-		保険者番号			
公負	7405	公受		特記事項	保 1回	受 回 回数	回
公負		公受					
公		公					
請求点	800	決定点		一部負担金額 円	調剤基本料 点	時間外等加算 点	薬学管理料 点
				減額 割(円)免除・支払猶予			
公				0			
公							

【療養の給付の請求金額】

- ・医療保険
800点 × 8割 = 6,400円
- ・乳幼児医療
800点 × 2割 = 1,600円
- ・患者負担
0円

福祉医療受給者証負担者番号一覧（平成22年8月診療分以降）

(05) 秋田県

市町村名	乳幼児医療		ひとり親家庭		重度心身障害(児)者	高齢身体障害者
	県基準	市町村単独拡大分	母子世帯	父子世帯		
秋田市	74.05.001.4	80.05.001.6	75.05.001.3	76.05.001.2	73.05.001.5	72.05.001.6
大館市	74.05.004.8	80.05.004.0	75.05.004.7	76.05.004.6	73.05.004.9	72.05.004.0
鹿角市	74.05.009.7	80.05.009.9	75.05.009.6	76.05.009.5	73.05.009.8	72.05.009.9
由利本荘市	74.05.010.5	80.05.010.7	75.05.010.4	76.05.010.3	73.05.010.6	72.05.010.7
潟上市	74.05.011.3	80.05.011.5	75.05.011.2	76.05.011.1	73.05.011.4	72.05.011.5
大仙市	74.05.012.1	80.05.012.3	75.05.012.0	76.05.012.9	73.05.012.2	72.05.012.3
北秋田市	74.05.013.9	80.05.013.1	75.05.013.8	76.05.013.7	73.05.013.0	72.05.013.1
湯沢市	74.05.014.7	80.05.014.9	75.05.014.6	76.05.014.5	73.05.014.8	72.05.014.9
男鹿市	74.05.015.4	80.05.015.6	75.05.015.3	76.05.015.2	73.05.015.5	72.05.015.6
にかほ市	74.05.016.2	80.05.016.4	75.05.016.1	76.05.016.0	73.05.016.3	72.05.016.4
横手市	74.05.017.0	80.05.017.2	75.05.017.9	76.05.017.8	73.05.017.1	72.05.017.2
能代市	74.05.018.8	80.05.018.0	75.05.018.7	76.05.018.6	73.05.018.9	72.05.018.0
仙北市	74.05.019.6	80.05.019.8	75.05.019.5	76.05.019.4	73.05.019.7	72.05.019.8
小坂町	74.05.051.9	80.05.051.1	75.05.051.8	76.05.051.7	73.05.051.0	72.05.051.1
上小阿仁村	74.05.058.4	80.05.058.6	75.05.058.3	76.05.058.2	73.05.058.5	72.05.058.6
藤里町	74.05.064.2	80.05.064.4	75.05.064.1	76.05.064.0	73.05.064.3	72.05.064.4
五城目町	74.05.066.7	80.05.066.9	75.05.066.6	76.05.066.5	73.05.066.8	72.05.066.9
八郎潟町	74.05.068.3	80.05.068.5	75.05.068.2	76.05.068.1	73.05.068.4	72.05.068.5
井川町	74.05.072.5	80.05.072.7	75.05.072.4	76.05.072.3	73.05.072.6	72.05.072.7
大潟村	74.05.073.3	80.05.073.5	75.05.073.2	76.05.073.1	73.05.073.4	72.05.073.5
羽後町	74.05.108.7	80.05.108.9	75.05.108.6	76.05.108.5	73.05.108.8	72.05.108.9
東成瀬村	74.05.109.5	80.05.109.7	75.05.109.4	76.05.109.3	73.05.109.6	72.05.109.7
美郷町	74.05.111.1	80.05.111.3	75.05.111.0	76.05.111.9	73.05.111.2	72.05.111.3
三種町	74.05.112.9	80.05.112.1	75.05.112.8	76.05.112.7	73.05.112.0	72.05.112.1
八峰町	74.05.113.7	80.05.113.9	75.05.113.6	76.05.113.5	73.05.113.8	72.05.113.9